

## 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱いについての概要

平成 25 年 12 月 24 日  
消費・安全局農産安全管理課

### 1 特定農薬及び特定農薬の検討対象としている資材について

#### (1) 特定農薬の制度

無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成 14 年の農薬取締法（以下「法」という。）改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定農薬<sup>\*1</sup>（通称「特定防除資材」という。）制度を創設した。

#### (2) 特定農薬に指定された資材

農林水産省及び環境省では、平成 14 年に実施した調査で得られた約 740 種の特定農薬の候補となる資材のうち、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合<sup>\*2</sup>（現、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。以下「合同会合」という。）及び農業資材審議会農薬分科会の審議を踏まえ、平成 15 年 3 月に食酢、重曹及び天敵<sup>\*3</sup>の 3 資材を特定農薬として指定した。

#### (3) 特定農薬の検討対象としている資材

上記 3 資材以外の資材については、その安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、合同会合の審議を踏まえ、35 資材（別紙 1）を特定農薬の検討対象とする資材（以下「検討対象資材」という。）とした<sup>\*4</sup>。

なお、検討対象資材のうち、「電解次亜塩素酸水<sup>\*5</sup>」、「エチレン<sup>\*6</sup>」及び「焼酎<sup>\*6</sup>」については、特定農薬として指定することについて別途パブリックコメントを実施している。

### 2 今後の対応方向

今般、検討対象資材について、都道府県及び国内の有機認証団体<sup>\*7</sup>を通じて有機農家等に対して、各資材の使用状況及び使用目的を改めて調査するとともに、安全性に関して再度情報収集を行った。

その結果を踏まえ、検討対象資材を別紙 2 のとおり、①引き続き検討対象とする資材、②名称から資材が特定できないもの、③法に規定する農薬の定義に該当しないものと再整理し、②及び③については、検討対象資材から除外する。

なお、パブリックコメントにおいて、②及び③に該当するもののうち、農薬としての使用に関する情報提供がなされ、その事実が確認できたものについては、①に再整理することとする。

※1 特定農薬は、法第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

なお、農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。（法第 1 条の 2 第 1 項）

- ※2 平成17年3月31日から平成22年7月25日までは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。
- ※3 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの。
- ※4 35 資材以外の資材については、安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、合同会合における審議の結果、特定農薬の検討対象としない資材については、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成23年2月4日付け22消安第8101号・環水大土発第110204001号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）においてその取扱いを示している。
- ※5 きゅうり等の病害防除に用いられる「電解次亜塩素酸水」については、本年8月26日の「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる」との食品安全委員会の答申を受け、9月6日の第14回合同会合において、法第2条第1項の指定をすることが妥当である等とされた。これに伴い、告示に電解次亜塩素酸水を追加等することとし、10月21日から11月19日まで、パブリックコメントを実施。
- ※6 ばれいしょの萌芽抑制等に用いられる「エチレン」及びきゅうり等の病虫害防除に用いられる「焼酎」については、本年8月26日の「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる」との食品安全委員会の答申を受け、11月1日の第15回合同会合において、「エチレン」及び「焼酎」について、法第2条第1項の指定をすることが妥当である等とされた。これに伴い、告示に「エチレン」及び「焼酎」を追加等することとし、本年12月16日から平成26年1月14日まで、パブリックコメントを実施。
- ※7 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2第1項の規定による登録を受けた「登録認定機関」のうち、有機農産物の生産者等の認定を行う機関。

平成22年10月5日 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境  
審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）資料

## 特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

番号	資材	番号	資材
1	アミノ酸全般	19	ネギの地上部
2	イギス海藻(サンゴ海藻)	20	ビール類酵母分解物
3	インスタントコーヒー	21	ヒノキチオール、ヒバ油
4	インドセンダンの実・樹皮・葉	22	ヒノキの葉
5	インドール酢酸	23	ヒバの葉
6	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)	24	ホソバヤマジソ(シソ科)
7	エチレン	25	ワサビ根茎
8	カイネチン	26	苦楝皮(クレンピ:センダンの樹皮)
9	甘草(マメ科カンゾウ)	27	月桃(ショウガ科ゲットウ)
10	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	28	電解次亜塩素酸水
11	粉ミルク(スキムミルクを含む)	29	酒類(焼酎、ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
12	米糠	30	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
13	弱毒ウイルス	31	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
14	ショウガ	32	食用天然ハーブ精油
15	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)	33	陳皮(ミカンの皮)
16	デキストリン	34	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
17	二酸化チタン	35	木酢液、竹酢液
18	ニンニク		

## 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱い（案）

## ① 引き続き検討対象とする資材

番号	資材名
1	インドセンダンの実、樹皮、葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）
3	エチレン <sup>※1</sup>
4	甘草（マメ科カンゾウ）
5	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
6	二酸化チタン
7	ヒノキチオール、ヒバ油
8	ヒノキの葉
9	ホソバヤマジソ（シソ科）
10	電解次亜塩素酸水 <sup>※2</sup>
11	酒類（焼酎） <sup>※3</sup>
12	木酢液、竹酢液

※1 「エチレン」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。

※2 「電解次亜塩素酸水」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 10 月 21 日から平成 25 年 11 月 19 日）。なお、指定する際の名称は他法令との整合性を踏まえ、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」とする。

※3 酒類のうち、「焼酎」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。

② 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名	当該資材の情報及び判断理由
1	アミノ酸全般	使用が報告されていないため、どのような資材か特定できない。
2	イギス海藻（サンゴ海草）	
3	インスタントコーヒー	
4	インドール酢酸	
5	カイネチン	
6	苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮）	
7	月桃（ショウガ科ゲットウ）	
8	粉ミルク（スキムミルクを含む）	
9	酒類（ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）※ <sup>4</sup>	
10	食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）	
11	食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）	
12	食用天然ハーブ精油	
13	食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）	
14	陳皮（ミカンの皮）	
15	デキストリン	
16	ネギの地上部	
17	ビール酵母分解物	
18	ヒバの葉	
19	ワサビ根茎	

※<sup>4</sup> 酒類のうち、「焼酎」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。

③ 農薬取締法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名	判断理由	当該資材の情報
1	ショウガ	農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
2	糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）	農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
3	ニンニク	使用目的が異なる	・肥料及び土壌改良資材として使用。
		農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
4	米糠	使用目的が異なる	・肥料として使用。
		物理的防除	・太陽熱消毒処理、土壌還元消毒処理時に有機物資材の一つとして米糠を使用。 この処理に伴い、土壌が無酸素（還元）状態になり、病原性の土壌微生物などが減少・死滅したり、雑草の発芽が抑制されたり、生育を阻害されたりする。 ・田植え時に米糠を水田に投入。 この処理に伴い、水田水が濁り、雑草の生育が阻害される。
5	弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	耕種的防除	・植物が持っている（又は持った）性質をそのまま利用したものであり、植物を利用した耕種的防除の一つと判断される。